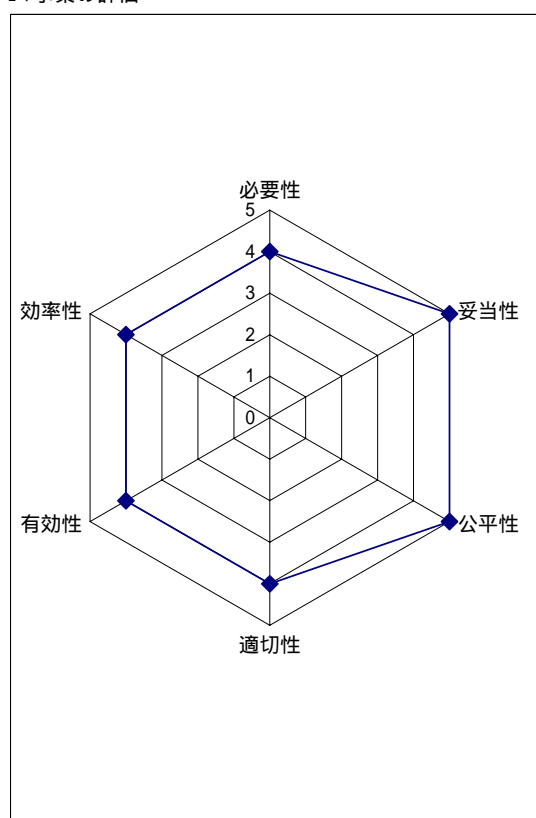


事務事業名	妊婦・乳児健康診査事業	担当部局	市長部局 保健福祉部
基本目標	ともに生きる健やかな福祉社会づくり(健康・福祉)	担当課名	健康増進センター
施策体系	生涯にわたる健康づくり	担当係名	保健係
施策	市民の自主的な健康づくり活動を支援する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	妊婦・乳児の健康管理のために医療機関に委託して健康診査を行い、疾病の予防や異常の早期発見に努め、保健管理の向上を図る。		
事業の期間(開始/終了)	平成9年 4月/	99年 月	
根拠法令、条例、規則など	母子保健法 第13条		
事業が対象としている人(モノ)	妊婦(2回)	乳児(2回)	
具体的な活動内容	母子健康手帳交付時に、個別に受診勧奨する。		
	医療機関と委託健診契約を結ぶ。		
	健診結果の集計をする。		
	フォローケースに対して事後指導をする。		
事業の成果	対象者が妊婦健診を受けることができる。		
	対象者が乳児健診を受けることができる。		
	健診の異常者を早期発見・早期治療につなげられる。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	4 依然、必要性が高い
	安全な分娩や、子供の成長発達を確認できる。
妥当性	5 行政以外にはできない事業である
	異常の早期発見・早期治療が重要であり、頻回に健診が必要なため、受診の補助は必要である。
公平性	5 広い範囲に対して便益を提供しており、偏りは見られない
	母子手帳交付時に受診券を交付。転入者にも申請により交付している。
適切性	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない
	母子保健法に基づき実施している。
有効性	4 概ね目標水準に達している
	検診の受信率が上がることで事業効率は高まっていく。
効率性	4 効率は徐々に高まっている(コストは徐々に下げられている)
	健診の受診率が上がることで事業効率は高まっていく。

総合評価	医療機関に委託なので、異常の早期発見・早期治療に対して、すぐに医療のルートにのり悪化予防ができる。健康診査の必要性を、母子健康手帳交付時に、個別説明することを継続していく。
------	--

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	維持継続
	説明	妊婦の健康管理のために健康診査を実施し、妊娠中の疾病予防や異常の早期発見に努め、安全な分娩と健やかな児の出生に向けての支援を実施する。乳児の発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、健康の保持増進と育児支援を実施する。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	妊婦と乳児の健康管理を行い、子育て支援を促進する。			